

公認計算員規程

第1条 本連盟は、スキー競技の正確なデータの計算によって大会の運営を円滑にし、その権威を保つため、公認計算員の制度を設ける。

第2条 公認計算員となる資格者は、競技運営指導員又は各加盟団体の開催する大会において計算運営に協力した者で、加盟団体長が本連盟に推薦した者とする。

第3条 公認計算員となる資格者は、次項の研修会に参加し、検定を受けなければならない。

2 研修会は、次に掲げる内容とする。

- (1) 各種目競技の知識
- (2) 各種目競技のルール
- (3) 計算員の服務心得
- (4) 各種目の計測方法及び計算方法

3 検定会は、次に掲げる内容とする。

- (1) 各種目別の学科テスト

第4条 公認計算員の研修会及び検定会は、本連盟が毎年1回行うものとする。

第5条 研修会及び検定会の講師は、本連盟が決定する。

第6条 所定の研修会及び検定会に参加し、検定に合格した者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認料・登録料金一覧表に定める公認料及び年次登録料を、本連盟会員登録システムで決済することにより、資格が認定される。また次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。

第7条 研修会及び検定会の開催に要する費用並びに講師の旅費等は、本連盟の負担とする。ただし、研修会及び検定会の参加者の参加に要する費用は、自己負担とする。

第8条 公認計算員は、資格取得後2年に1度の研修会に参加し、新しい機器の知識を習得し、正確かつ敏速な競技運営について研鑽し、各加盟団体においては、他の計時計算係業務について、指導的役割を果たすよう務めるものとする。

第9条 公認計算員は、競技会開催の協力要請に対し、理由なくしてこれを拒否、または前条の研鑽を怠たるなど、その責任を保たれないと判定した場合は、本連盟理事会の決定により資格を喪失するものとする。

第10条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。

平成27年12月15日 改正

令和7年8月12日 改正